

# 税務だより



めでください。なお、納税には便利で安全な口座振替をご利用ください。

## 問合せ先

△軽自動車税（種別割）

税務課固定資産グループ

95-11113

△自動車税

愛知県東尾張県税事務所

0568-81-3139

ている人が、その障がい者の所有する軽自動車等で、その人のために運転していること。

## 注意点

- 減免は、障がい者等1人につき1台です。自動車税（種別割）の減免を受けている方は該当しません。
- 「生計を一にする」とは、日常生活の資を共にしていることをいい、必ずしも同一家屋に同居しているかどうかは問いません。

△自動機付自転車および小型特殊自動車  
印かん・販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

## 軽自動車税（種別割）の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、町税の納税が困難である場合に徴収猶予および換価の猶予等、納税を猶予する制度があります。

問合せ先 税務課収納グループ

95-11114

## 納税等窓口延長

日時 5月27日(水)  
午後7時まで開設

納税・各種証明書交付ができます。  
※役場正面玄関からお入りください。

## 軽自動車税（種別割）・自動車税（種別割）の納税をお忘れなく

6月1日(月)は、軽自動車税（種別割）・自動車税（種別割）の納付期限です。4月1日現在、自動車をお持ちの方に納税通知書をお送りしますので、通知書に記載の納付場所で納付

大口町では納税者の方の申請により、軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。

## 減免の要件

- 身体障がい者または戦傷病者が所持している軽自動車等で、自分で運転していること。

- 身体障がい者、戦傷病者、精神障がい者または、知的障がい者が所持している軽自動車等で、その人と生計を一にする人が運転していること。
- 身体障がい者（18歳未満）、精神障がい者または、知的障がい者で、その人と生計を一にする人が所有している軽自動車等で、その障がい者のために運転していること。
- 身体障がい者、戦傷病者、精神障がい者または、知的障がい者で、その人と生計を一にする人が所有している軽自動車等で、その障がい者のために運転していること。

## 税に関する手続き

△家屋を取り壊したら

登記あり家屋 法務局（春日井市）

登記なし家屋 役場税務課で取り壊し届を提出してください。

△自動車等を廃車・譲渡したら

原動機付自転車および小型特殊自動車

△自動機付自転車・印かん・標識交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

## 問合せ先

税務課固定資産グループ

95-11113

## 家屋調査にご協力を

1月20日以降に完成（新築・増築）した物件については、令和3年4月から固定資産税の課税対象となるため、今年6月から家屋調査をおこないます。

△二輪小型自動車・普通自動車 動車検査登録事務所 中部運輸局愛知運輸支局 小牧支所

## 手続きに必要なもの

- △身体障害者手帳等
- △運転する方の免許証
- △認印
- △車検証
- △納付書（納付前のもの）

※減免を受ける方は、5月25日(月)までに申請をしてください。

△軽二輪自動車（126ccから250cc） 愛知県軽自動車協会小牧分室

※車両ごとに異なります。

## 原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所

△軽自動車検査協会愛知主管事務所 小牧支所

## 三輪および四輪以上の軽自動車

△軽自動車検査協会愛知主管事務所 小牧支所

## 原動機付自転車などを購入したら

ナンバープレート・印かん・標識交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。